

平成28年(ワ)第280号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件（第2陣）

原告 澤 正宏 外

被告 国 外1名

意見陳述書（準備書面（7））

（被告国の原子力発電所を推進してきた社会的事実と安全確保の責務・責任）

2018（平成30）年9月5日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川岸卓哉

原告らは、準備書面（7）において、被告国が原子力発電所を推進してきた事実と、それに伴う安全確保の責務・責任について主張しました。その要旨を陳述致します。

第1 国が国策として原子力発電事業を計画的に推進してきたこと

第1に、国は、巨大な危険を内包する原子力発電事業を国策として推進してきました。国は、戦後、原子力開発利用体制を主導的に整備し、これに呼応した産業界とともに、原子力損害賠償法によって電気事業者の事故による経営リスクを受けたうえで、官民合同という方式で、原子力発電事業に着手しました。さらに、国は、原子力委員会の策定する原子力開発利用長期計画等に基づき、計画的に原子力発電事業を進展・拡大させ、これに反対する立地住民対策として電源三法交付金を創設・拡充して住民を懐柔するなど、原発立地確保についても主導してきました。国の原子力発電事業の推進政策が「国策民営」であることは、本件事故後、2012年9月14日に国の「エ

エネルギー・環境会議」が決定した「革新的エネルギー・環境戦略」においても、「原子力事業体制と原子力損害賠償制度」の項で、「国策民営の下で進められてきた原子力事業体制については、官民の責任の所在の明確化について検討を進める」と認めているところです。

第2 国が「国策民営」によって原子力発電所を推進すると同時に、原子炉の安全確保についても積極的な役割と責務を負う法制度を構築したこと

第2に、国は「国策民営」として原子力発電事業を計画的に推進する政策をとる一方で、原子炉の安全確保について第一次的責務を負う法制度を自ら構築してきました。

原子力基本法においては原子力の研究開発利用が「安全の確保を旨として」行われるべきことが明記され、同法に基づき制定された原子炉等規制法及び電気事業法においては、国の許可、認可を経て初めて、事業者は原子力発電所の設置、運転することが可能となり、また、定期的な検査を受けることを条件に稼働を継続することが許されることとなりました。そして原子炉施設の安全を確保をするため、経済産業大臣に対し、電気事業法39条1項における技術基準省令制定権限及び同法40条の技術基準適合命令の権限が付与されている法体系となっていました。

よって、原子力施設における安全確保と防災については、電気事業者自らが安全確保の責任を負うことは当然の前提としつつ、国においても、原子力開発利用長期計画等に沿って、国（経済産業大臣）の規制責任が厳格に果たすべきことが当然に求められていたものです。

しかし現実には、原子力発電所において故障・事故が続発し、それに対して電気事業者が行った「対策」は事故隠しであり、電気事業者は連綿と組織的な事故隠しを続けてきました。このなかでも東京電力は最も悪質でした。電気事業者の行為は、法に基づく安全規制に明確に反するだけではなく、偽装のために

行った記録の改ざん行為は刑事罰の対象となるものでした。電気事業者がこのような事故隠しを行ったのは、原子力発電所の稼働停止による利益の減少を避けるためであり、周辺住民の安全の確保よりも自社の利潤追求を優先する電気事業者の体質によるものでした。法規制すら守ろうとしない電気事業者が、自主的に、最新の科学技術的知見に基づいて原子力発電所の安全確保対策を実行することは、到底期待できませんでした。

よって、国が「国策民営」として危険な原子力発電事業を推進する以上、国自身としても、万一にも原子力発電所において重大事故を発生させない第一次的責務を負うといえるのであり、経済産業大臣としても安全規制の権限行使の責務を果たすべきことが安全規制の法の趣旨から導かれるのです。

第3 国が国民に対して原発の安全性を宣伝していたことに伴う責任

第3に、国が、国民に対して原子力発電所の安全性を宣伝してきたことに伴う責任があります。わが国においては原子力事業の推進機関のもとに規制機関が置かれており、政界、財界、官僚、学者、マスコミによって構成される原発産業を巡る閉鎖的な利益共同体が形成されました。国においても、安全に関する規制責任を果たすことよりも原子力発電事業の推進を前提とした安全性の宣伝をすることを優先する構造が造り上げられてきました。そのため、国は、スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故など国際的重大事故の際や、国内で頻発する事故に際しても、規制強化の施策よりも国民に対する安全性の宣伝を強化して「不安」を払拭することに腐心してきました。さらに、国は、電気事業者の安全宣伝のための多額のメディア広告経費を電気料金への上乗せすることを容認するとともに、学校教育を利用して原子力発電への期待と安心感をもたせる印象づくりを推進してきました。

第4 最後に

以上、国が主導して原子力発電事業を開始し国家政策として計画的に推進してきた事実、原子炉施設の安全確保について全面的に国の管理下において安全の確保をすべき法制度がつくられてきていたこと、広く国民に対して原子力発電所の安全性を宣伝してきた社会的事実を踏まえれば、国は法制上も、当然に原子炉施設の安全を確保する重大な責務を負うものといえます。本件事故についても、国の負う責任は、事業者である被告東電の責任に対して、補充的なものにとどまらず、国自身が第1次的かつ全面的な責任を負うべきものであります。

以 上